**～部屋使用申請の方法～**

**１　コミセンでは、令和２年度は各登録団体の年間活動スケジュール表をもとに、下半期分（１０月～令和３年３月）の部屋を確保する。**

**令和３年度からは、****令和３年の２月中に各団体に各登録団体の年間活動スケジュール表を提出してもらい、コミセンは、それをもとに１年分（４月～翌年３月）の部屋を確保する。**

**２　コミセンは、前記「１」をもとに、令和３年度の年間部屋使用予定表を作成し、・各団体に配布し確認してもらう。（あくまでも仮予約。使用会議室が他の団体と競合する場合があることや行政が選挙、市政懇談会、防災訓練等で急きょコミセン会議室を使用することがあるため。）**

**３　正式な部屋の使用申請は、使用月の前月に済ませる。（この時点で、正式に予約完了となる。）**

**その際、翌月の１ヶ月分をまとめて使用申請できる。**

**例えば、　１０月７・１４・２１・２８日の使用予定分は、９月になれば、いつ**

**でも、まとめて申請できる。変更がある場合は分かり次第早めに申し出てもらう。**

**４　「活動日が不定期のサークル」や「登録団体でない団体」は、使用月の前月以降に、随時申請を受け付ける。**

**（変更のメリット）**

**１　利用者は、毎週朝一番に来なくても、前月にコミセンの利用があれば、そのついでに申請できるので、負担が少なくなる。**

**２　受付するコミセンでも、申請日を指定しないことで、特定の日に申込みが集中しないので、対応しやすい。**